

モノを大事にしよう! リサイクルをしよう!

# 不用となった家電製品は **正しく** リサイクルしましょう

環境にやさしい循環型の社会をつくるための取り組みのひとつとして、家電製品(家庭用として製造・販売されているもの)のうち右の家電4品目については、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)により、リサイクルすることが義務付けられています。

家電4品目を処分する場合には、次のいずれかの方法で適正にリサイクルしましょう。

- ① 過去に家電を購入したお店で引き取ってもらう。
- ② 新しい家電を購入するお店で引き取ってもらう。
- ①②以外の場合は、お住まいの市町村のごみやリサイクルの担当課に問い合わせる。(過去に購入したお店が不明の場合など)

※不用となった家電を処分する者は、リサイクル料金と収集・運搬料金を負担します。

〈家電4品目〉



エアコン



テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



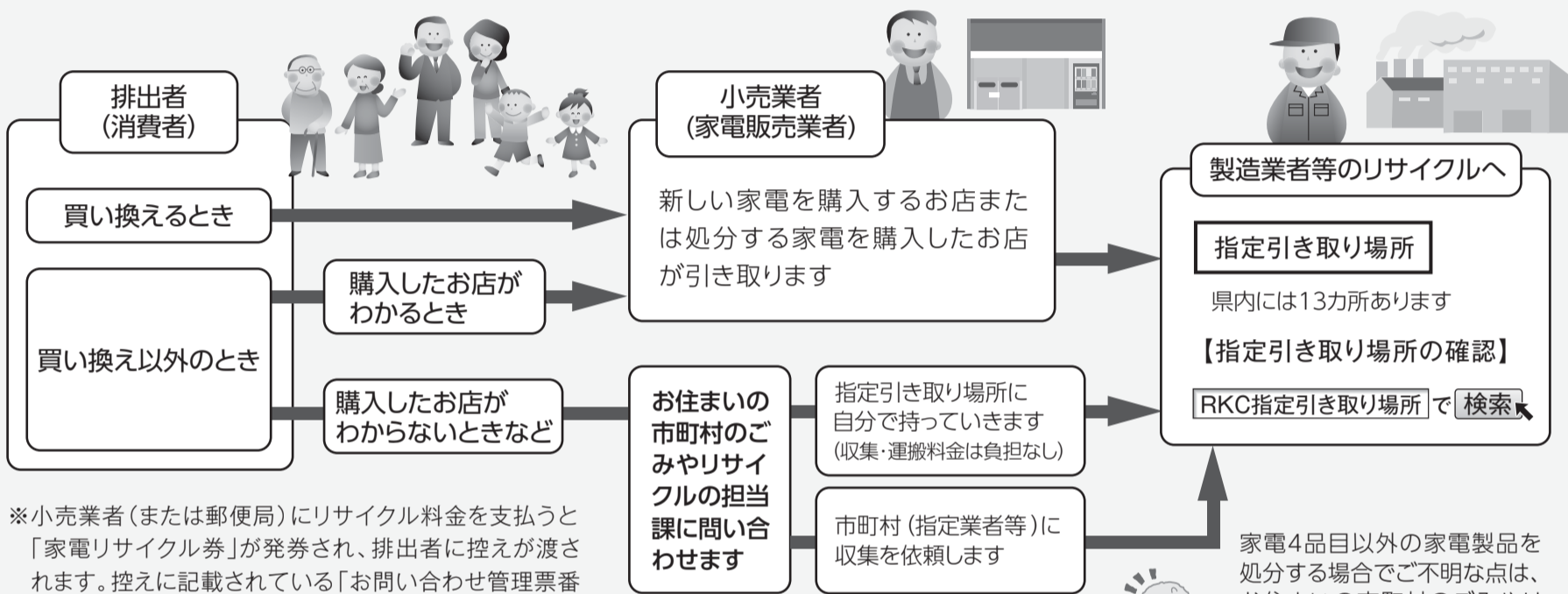
洗濯機・衣類乾燥機

【対象となる家電、リサイクル料金等の確認】

(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(RKC)

☎(0120)319640 受付時間9時~17時(日曜・祝休日を除く) [HP](#)

## 家電リサイクルの流れ



※小売業者(または郵便局)にリサイクル料金を支払うと「家電リサイクル券」が発券され、排出者に控えが渡されます。控えに記載されている「お問い合わせ管理票番号」で、家電の引き渡し状況を確認することができます。

家電4品目以外の家電製品を処分する場合でご不明な点は、お住まいの市町村のごみやリサイクルの担当課にお問い合わせください。